

協会けんぽ

ぐんまだより

4

vol.145

生活習慣病予防健診等の自己負担が軽減されます！

生活習慣病の予防や早期発見のため、協会けんぽでは生活習慣病予防健診を実施し、健診費用の一部を補助しています。令和5年度より、自己負担が軽減されます。

この機会にぜひご受診ください！

令和5年
4月
スタート！

生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減

一般健診
対象:35歳~74歳の被保険者(ご本人)

軽減前

最高

7,169円



軽減後

最高

5,282円

協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

血圧測定 血液検査 尿検査 心電図検査

胸部レントゲン検査 胃部レントゲン検査

便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに

5大がん

肺

胃

大腸

子宮

乳房

までカバー！

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

※メタボリックシンドロームとは、お腹まわりに内臓脂肪がたまることで悪玉のホルモンが分泌され、高血圧・高血糖・脂質異常等が起こり、生活習慣病になりやすくなっている状態のことです。

付加健診

軽減前

最高

4,802円

軽減後

最高

2,689円

令和6年4月より、付加健診の対象年齢について、現行の40歳、50歳に加え、45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象になります。

※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検査の自己負担も同様に軽減します。

健診を受けた後の行動こそが大切です！

健診

異常なし

引き続きの
健康づくり、
毎年の健診を！

生活習慣の改善が必要

特定保健指導を利用しましょう！

！特定保健指導って？！

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40歳~74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

医療機関への受診が必要

医療機関に早期受診を！

！未治療者への受診勧奨！

協会けんぽでは、健診の結果、血圧値、血糖値、LDL(悪玉)コレステロール値が「要治療」「要精密検査」と判定された方で、医療機関への受診が確認できない方へ受診をお勧めするご案内をお送りしています。

※令和6年10月より、被扶養者(ご家族)にも医療機関への受診の案内をお送りします。

お問い合わせは 保健グループ ☎027-219-2100 音声ガイダンス③

申請書の提出は郵送でお願いします。

《 インセンティブ制度の結果は 健康保険料率に影響します！ 》

インセンティブ制度とは、加入者及び事業主の皆様の取り組みに応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、健康保険料率に反映させるものです。

令和3年度
群馬支部総合順位

45位

※令和3年度の取り組み結果は、上位23支部にインセンティブが付与され、令和5年度保険料率に反映されます。

皆様をお願いしたい4つの取り組み

健康診断
の受診

対象となった場合は
特定保健指導を
受ける

「要治療」
(再検査含む)
の判定なら
受診する

ジェネリック
医薬品の
利用

残念ながら、令和3年度の取り組み結果では、群馬支部はインセンティブを得ることができませんでした。協会けんぽ群馬支部でもサポートを行いますので、上位に入れるようにインセンティブ制度の取り組みにご協力をお願いいたします。

「健康経営優良法人2023」認定法人発表！

令和5年3月8日に経済産業省及び日本健康会議から「健康経営優良法人2023」が発表されました。

協会けんぽ群馬支部の加入事業所では、大規模法人部門に5社、中小規模法人部門に221社が認定されました。また、各部門に認定された上位500法人に付与される、「ホワイト500」に1社、「ブライト500」に3社が群馬支部の加入事業所から認定されました。

※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です

▶認定された群馬支部加入事業所はホームページでご覧いただけます。

群馬支部ホームページ>健康づくり>「健康経営優良法人2023」に掲載

協会けんぽ 群馬

検索

▶健康経営優良法人について詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。

健康経営優良法人認定申請には、協会けんぽ群馬支部の「生き生き健康事業所宣言」へのエントリーが前提条件となっています。

まだ宣言されていない事業所様はぜひ、エントリーをお願いいたします！詳しくはこちら



裏面の内容のお問い合わせは 企画総務グループ ☎027-219-2100 音声ガイダンス⑤

従業員の退職や、被扶養者の就職時には、保険証の速やかな回収と届出をお願いします。